

ヴィクセル

「公正な課税の一新原則について」(4)

池田浩太郎

杉ノ原保夫

凡例

公正な課税の一新原則について

序言 (『財政理論研究』1896年、序言より)

- I. 序論。従来の見解にもとづく課税の主要諸原則
- II. 国家経済の経済理論。(ザックスおよびマッツオーラの労作の論評)。
付録 累進税の理論のために
- III. 政治生活の今日的発展とくらべての、財政学の従来の方法の不充分性
- IV. 租税協賛の(相対的)満場一致と自由意志性の原則 (以上前号まで)
- V. 上に展開された原則の諸帰結。手数料もしくは租税による費用充足
- VI. 諸帰結の一層の展開。租税もしくは公債による欲求充足 (以上本号)
- VII. 課税のいわゆる社会政策的観点について
- VIII. 結語

V. 上に展開された原則の諸帰結。手数料もしくは租税による費用充足

ここに提案された手続き規則の、第1の、しかも最重要な帰結は、もちろん、諸租税はもはや負担としてあらわれることをやめ、そしてむしろ、そうあるべきものとして考察されねばならない、ということであった。すなわち諸租税は、そうしなければ獲得しえないであろう、一般利益を総体に、個別利益を総体の各階級に、用意すべき資金とみられねばならぬ、ということであったのだ。もって、よき市民精神といったものを目覚めさせ、これを保持するのに、なにものにもまさって適切な、次のような喜ばしい自覚を、社会の各構成員はもつことになるであろう。すなわち、彼の私家計から取りさらされた財は、ただ、その効用を彼が承認し、したがって彼が、純利己的な理由からであれ、利他的な理由からであれ、その充足にたいして、ある現実的利益を心にいだけるような目的のためにのみ、予定されている、という自覚である。

租税負担の眞の大きさや意味について、国民をできる限り欺くために、従来使われてきた多くの回り路は、もはや所をえないことになるであろう。国庫的〔利害中心の〕原則は、ますます国民経済的〔利害中心の〕原則に道をゆずらざるをえなくなり、国家収入の直接的徴収方法が通例となり、間接的徴収方法は例外とならざるをえなくなった。しかしながら、これをもって、いかなる間接税ももはや課さるべきではない、とは決していってはいないのである。比較的貧困な諸階級の、所得源泉の不確実性とたびたびの涸渴、といった今日の状況のもとで考えてみよう。すると、とりわけローベルト・マイヤー¹⁾が非常に説得的に立証したように、租税徴収額が労働所得額とともに、したがって消費額とともに増減する場合には、〔間接税は〕徹頭徹尾かれらの利害に対応している、と考えざるをえない。こ

1) 前掲『公正な課税の諸原理』第34節。

れは、ブランデーやタバコのような、相対的に無しで済ませうる享受手段への消費税 Aufschlag によって、最もよく達成されるのである。

この種の租税は、その他のたいていの間接税、等々とくらべて、子供たちの数の増加とともに「税額が」増大しない、という大きな利点をもっている。むしろその逆である。たとえばわがスウェーデンでは、非常に重要なブランデー（製造および小売）税は、疑いもなく、まず第1に、その所得の内から最も容易に、なにがしかを手放しうる独身労働者たちに向けられている。私は敢然として次のようにも主張する。すなわち、かかる賦課金 Auflage は、決して労働者たちの願望に、真向から対立するものではないであろう、と。ただし、次のことを覚えている限りのことではある。まず、租税というものは、たとえ無しで済ませうる享受手段から課徴されるものであろうと、なおかつ、つねに租税であるということ。またそれゆえに、しばしばおこるであろうように、節制を一層つよめたいという口実で、その他の諸租税の全体に加えて、さらに、この租税をも負担させるものではない、ということ。——これに反して、食料品への課税にたいしては、私見によれば、労働者たちは正当な理由から、つねに反抗することになるであろう。

この関連において、今日未だ通常、いわゆる手数料原則によって充足されるのが、つねであるような公共経費についての問題は、特別な顧慮というものに値しよう。手数料にあっては、利益に応じた課税の原則、給付対反対給付の均等の原則は、完全に承認されるようになる。なぜならば、国家から給付されたサービスにたいして、そのサービスが彼に価値ありと思える〔額〕以上には、誰もが支払うよう強制されないからである。少なくとも、その国家活動の利用、ないしは利用しないこと、が自由意志の事項である限りでは。本来の租税にあっては、これは通常の理論と実際によれば、そうではないのだ。それゆえに、次の見解が形成された。すなわち、手数料ないし公定料金の方途による費用充当は、個人が他の国民の効用と

區別できる効用を、この国家活動から引きだす限りにおいて正当とされる、という見解である。上に示唆しておいたように、とにかくこれは、給付対反対給付の原則は、それがそもそも適用できる所では、どこでも正当化されるという認識を、本来的に含む見解なのである。

さてしかし、ある精確に限定された諸ケースの例外はあるが、利益原則を私の提案した様式で、再び普遍妥当性をもたらすようにしよう。そうなれば、明らかに、国家経費のいわゆる私経済的充足様式の領域と、国民〔国家〕経済的充足様式との間の境界線や、手数料原則と租税原則との間の境界線は、本来存在しなくなる。そして、前者の手数料原則には、最初の瞬間に信じたくなるかも知れないほどには、かなり広い妥当領域が当然のものとして帰せられるのではない。むしろ、通常割り当てられているよりも、はるかに狭い妥当領域が帰せられる、ということが示されるであろう。

従来人は、たいていの場合、手数料原則適用の問題を、次の視点のみから判断した。すなわち、実にその国家給付の〔個別的〕私的効用のほか
S. 127 に、しばしば、その一般的・国民経済的ないし社会的効用というものも同時にあらわれる、そして、これに注目すべしという視点である。アードルフ・ワグナーは、いま述べた方向で非常にきっぱりと言明している。彼はいう¹⁾。

「手数料額の算定のためには……国家はその活動を、つねに多少とも一般的・公共的利益の形ででもおこなっている、という視点が指導的観点たらざるをえない。したがって、かかる活動の費用額は、この活動から効用を引きだす個人の勘定には、そのすべてを算入させる必要はないであろう。なぜならば、その他（のすべての人ないしは総体）も、個々人のための効用供与に、つねに利害関係をもっている。そして『社会的相互依存関係』のた

1) 『財政学』第3版、第1部、第208節、498ページ。問題の箇所はさし当たり、狭義の手数料に関して述べられているのである。しかし、ワグナーの一般の見解によれば、これは交通施設、等々の公定料金にも通用するであろう。

めに、いわばその効用供与に、間接的に関与しているからである。間接的関与が大きくなればなるほど、それだけ一層、手数料は低く設定されてよい。逆の場合は逆である」。

さて、ワグナーのかかる論述は、いうまでもなく、完全に正当である。しかし、私見によれば、これは手数料原則の制限というものが擁護される二つの視点の内の、一つのもののみをあげているにすぎない。総体もしくはかなり多数の人々が、一個人のための効用供与というものに、利害関係をもつ場合を考えてみよう。ここでは、かかるかなり一般的な効用供与の成立を、単に次のようなことにのみ委ねることは、明らかに誤っている。すなわち、まず関与者個人が、その国家給付を、それに必要な犠牲(すなわち、確定された手数料ないし公定料金)に服するほどに充分高く評価しているか否か、ということに、ないしは、無知あるいは資金の欠如から、この効用供与を放棄したくなるか、おそらくは、そう余儀なくさせられるか否か、ということに。裁判、初等教育、病氣看護、一定の衛生措置、等々の、絶対的ないしは相対的無償という近代的要請は、とりわけここに、その正当性を見いだすのである。

しかしまた、この視点に抛ることなしにも、多くの場合に、なぜ公共活動の費用充当を、手数料や公定料金、等々の徴収によるよりも、他の方法でなそうとするのかの、非常に確かな理由もある。これは純粋に私経済的性格の理由であり、この理由は、独占価格形成についての、われわれの以前の論述〔第1論考〕と最も密接な関係がある¹⁾。たいていの公企業の、一つの主要特徴は次の点に存する。すなわち、その経営のいわゆる一般費用、それもただ一度だけ支払われる固定費用のみならず、年々くりかえし支払われる固定費用もまた、巨額な貨幣を必要とする。これに反し、狭義の流動経営費用ないし単位費用と名づけるもの、すなわち、個々の給付毎の追加的費用は、ふつう非常にささやかであり、ときとしては殆ど目に

1) 第1論考「租税帰着学説のために」〔原著〕19ページを参照。

見えないほどの額である。道路、港湾ないしは運河といったものの維持費は、大部分気象状態からおこる損害によって、引きおこされるものである。車両や船舶の通行頻度の値とは、あまり関係はない。設備費用はふつう、一定の予想利用度の基準に合わせて見積もられるのであるが、もちろん、この予想利用度の値がしばしばこえられようと、あるいは全く達成されなかりと、それは不変のままである。

同じく周知のように、鉄道行政、郵便行政、電信行政、等々のケースでは、数百万の旅客やキロトン貨物、手紙、電報、等々の増減といったものは、年々の費用支出にたいしては、相対的に重要性が小さい。しかも、もちろん、設備資本と経営資本額、ないしはこのために支払う利子額にとつては、一層小さな意味しかもたないのである。さて、かかる企業が手数料原則によって運営さるべきだとしよう。したがって、総生産費、ないしは少なくとも流動・一般経営費用が、それほど特別に多数ではない個別給付に、割り振られざるをえない場合を考えよう。ここからの必然的帰結は、個別給付の価格は、ふつう本来の個別費用（したがって、この給付によって生ずる追加費用）をこえて高くならざるをえない、ということであろう。さて他方、かかる料金設定はまた、そもそも、その強度が、各個人の主観的評価によると、必要とされる手数料の価値を凌駕するか、ないしは少なくとも、それと同等のような欲求のみが、この種の公共給付によって充足されることを帰結するであろう。一方、その強度が、この客観的価値〔手数料額〕に完全には到達しないような欲求の全量は、そもそも充足されないままなのである。

- S. 129 さて、公定料金（手数料）の額の軽減というものが、当該国家活動の、対応する、ないしは対応する以上の利用の拡大を、国家という団体の構成員の側で惹きおこすことが、当てにできるとしよう。すると、このような不都合は容易に是正できるとであろう。しかしながら、これは非常にまれなケースとなるであろう。なぜならば、これは本来、以前の価格が最初から

全く誤って設定されていたか、ないしは、変化してしまった状況が殆ど全く考慮に入れられなかったか、ということ的前提としているからである。

さらに、ある別の仕方でもって、公共活動の、国民経済的に、かつ私経済的にヨリ完全な活用を実現さすべく、つとめることもできよう。しかもこの方法は、実際しばしば使われるのである。国家の諸企業の場合のみでなく、私的結社ないしは個々の資本家によって営まれている企業の場合にも。

公定料金がある一定額の場合に、事業の費用が確かに充足されるとしよう。さて、すでに獲得している利用－顧客のためには、この価格が維持され、しかし同時に、特定顧客サークルのための特別の値引きによって、利用頻度が高められる場合を考えてみよう。この場合には、かかる成りゆきは、明らかに公衆の利益であり、また、その事業経営自体の利益にもなるであろう。後者は値下げ価格が、なおつねに「単位費用」以上の、したがって、拡大のための追加的費用水準以上にある限りでのことではある。

さて、とりわけザックスが強調したように¹⁾、これを成就すること。これが公共交通施設並びに、その他の多くの国家企業や私企業での、従価料率化（これが、いずれにしても、費用の相違によって無造作には引きおこされない限り）の本来の目的である。

この種の、単純ではあるが教えられる所の多い例は、一つの劇場でのさまざまな観客席の価格設定である。ここでは、単位費用は全く考慮されないも同然である。単に事業の一般費用が、収入総額によって充足されねばならないだけである。それゆえ、観客席の価格は、その等級のちがいによって算定される。だが、このための客観的基準というものは、そもそも存在しないのだ。もし評価づけが、専

1) 『理論的国家経済原論』461ページ。また、ザックスの「輸送と通信」についての論考、シェーンベルク編『経済学全書』第3版、第1巻、1891年、所収、571ページ。Transport- und Communicationswesen, in: Handbuch der politischen Oekonomie, hrsg. v. Gustav Schönberg, 3. Aufl., erster Band, Tübingen 1891, S. 571. を参照〔手許には同書、第3版がないので、試みに第2版、1885年の当該箇所を見ると、やはり571ページ以下である〕。

ら富裕な観客の観点、でなければ貧困な観客の観点、からのみおこなわれるならば、評価づけは全く別のものになるであろう。かかるさまざまな評価づけの中間に、実際にもおこなわれるような手段、というものがあるにちがいない。実際の価格設定のもとでは、貧困な人々には、かなりよい観客席は高すぎ、しかし富裕な人々には、かなり安い観客席はわるすぎると思われるのである。しかし、まさにそれゆえに、空席なしになるのである。——提示された演目の（主観）価値が、観客席の価格を上回っていけば、のことではある。

しかしながら、いくつかの容易に理解される根拠から、この打開策は狭い範囲でしか使用されない。この策のほかにも、しかしなお、論理的に考えると、他のすべてのものよりも、はるかにすぐれているように思われる、別の打開策がある。そしてこれは、実際的な点でも、今日までそれに払われてきた以上の顧慮に値するのである。

この事業の利用者たちにとっては、次の事柄は明らかに（少なくとも、きちっとした経済 *geregelte Wirtschaft* のもとでは）どうでもよいことである。すなわち、利用者が取得した効用毎に、一つずつ公定料金の払い込みによって支払おうと、ないしは、全部あるいは一部を、月毎、四半期毎あるいは年毎の分担金 *Beitrag* によって、若干長期間毎に支払おうと。分担金の支払いの場合には、なお払い込まべき公定料金は、直ちに利用毎の「単位費用」にまで、引き上げられうるであろう。ないしは、単位費用が存在しないか、あるいは非常にわずかなので、それが徴収費がなくなることによって埋め合わされる場合には、利用は全く無償になるであろう。そのいずれもが、殆どいつも非常に、しばしば巨大でさえある、利用の増大を生ぜしめることになる。そしてそれゆえに、その給付の効用増大をも生ぜしめるのである。それも、かかる利益は単に「国民経済的」視点においてのみならず、各個別経済に関してもまた、同様に実現されるであろう。

だが、私企業というものにとっては、かかる打開策はたいてい閉ざされている。消費者共同組合のプランによる場合のような、その給付の消費者

自身が企業者である、といったケースではないときには、そうである。

しかし、国家およびその他の集合的〔公共〕諸団体は、確かに結社として構成され、課税の形でかかる分担金を徴収すべき手段を、まさにもっている。ちなみにこれは、大きな交通企業および類似の企業の国家の側での引き受けのためには、重要ではあるが、従来あまり充分には顧慮されなかった、一つの議論を形成しているのである。

われわれは、一つの数値例で事柄を明らかにしてみよう。さしあたり、たとえば新公共広場、道路、橋梁、等々の事業は、ただ一般費用のみを必要とする、と考へたい。(この一般費用とは、当該土地の取得のための公債利子、設備〔資本〕の利子、照明、清掃、修理のための経費である。——後者は利用頻度の高低には依存しないと見なされる——)。それも、かかる一般費用が年々10万マルクの額だとしよう。さて、経験にもとづいて確かめられうるように、ありうべき多様な公定料金のもとで、年々の利用頻度が下表のように増加するとしよう。

料金	10	ペニヒの場合	100	万回利用
”	8	”	120	”
”	6	”	150	”
”	4	”	210	”
”	2	”	400	”
そして最後に、利用が完全に無償の場合	1,000	”		

したがって、このケースにおいては、公定料金が10ペニヒのときのみ、一般費用を埋め合わせられるであろう。しかし、料金を引きさげる毎に、ますます大きな欠損が生じ、これは一般的収入(租税)によって充足されざるをえないのである。一定の租税増徴をとるものではあるが、料金引きさげのそれぞれは、にもかかわらず、すべての人全部にとって、ま

た各個人にとっても、経済的利益というものを意味するであろうことは、明らかである。そしてこの利益は、近似的には非常に容易に貨幣で表現されるであろう。とくにこの利用が、無償で供与される場合には（これは、ここでは最も利益あるものとなるであろう。そして）明らかに、いまや毎年生ずるであろう 1,000 万回の利用行為のもとで、次のことがおこることになる。すなわち、

100 万回	10 ペニヒの公定料金でさっそく生じたであろう利用行為。したがって、その主観価値は、(多分はるかそれ以上ではあろうが、いずれにしても、最低でも) ……………10 万マルク
20 万回	8 ペニヒの公定料金でさっそく新たに追加されたであろう利用行為。その 1 回当たりの主観価値は、したがって(多分若干多くはあろうが、最低でも) 8 ペニヒである。かくて計 ……………1.6 万マルク
30 万回	[追加的] 利用行為。その 1 回当たりの価値は、(最低でも) 6 ペニヒ。計 ……………1.8 万マルク
60 万回	[追加的] 利用行為。1 回当たり(最低でも) 4 ペニヒ。[計] ……………2.4 万マルク
190 万回	[追加的] 利用行為。1 回当たり(最低でも) 2 ペニヒ。[計] ……………3.8 万マルク
	最後に
S. 132 600 万回	[追加的] 利用行為。その平均的主観価値は、おそらく $\frac{1}{2}$ ペニヒと評価されうる ^{訳注} 。

訳注 ここでは次の二つの事項について注意を払う必要がある。その第 1 は、なぜ無償供与のときの平均的主観価値を $\frac{1}{2}$ ペニヒと仮定し

かくて計…………… 3万マルク
以上の〔主観価値〕総計は ……………22.6万マルク

そして、おそらく〔過大評価の可能性をももつ〕最後の項目を除いた、この総計のどの項目も、〔その主観価値は〕明らかに小さすぎる。それゆえ、この総計は（もちろん、最後の項目の付加価値分がどうなろうとも）、おそらくは実際以下であろう。いまやこの価値に、以前と同じく10万マルクの必要経費が対峙している。しかしこの経費は、いまや公定料金によってカバーされうるのではなく、課税の方途によって徴収されざるをえないのである。しかしその代りに、ここでは少なくとも126,000マルクの付加価値が手許に残る。これは以前には、うることのできなかったものである。

さて、いうまでもなく、個人毎にその国家給付の使用回数を基準にして、その租税額を精確に比例させるように調整することは、非常に困難である。いな、不可能でさえある。しかも、〔個人の租税負担額を〕これから引きだす、ないしは引きだすであろう、（主観的）効用に精確に比例させるように調整することは、なおさら困難ないし不可能なことである。だが、大きな追加的効用取得は、課税の著しい不平等のもとでも、なお各個人に多少とも余剰をあたえうるだけの、まさに十分に広い余地というものを提供するのである。

たとえば、ある個別経済の側で、公定料金の引き下げ毎に、上に前提したような、総体の側での平均的利用回数増加と同じ比率で、その事業の利用が増大するとしよう。この場合、もしその個別経済に、それが以前に支

たかである。ヴィクセル自身の説明がないので、これについては推察するしかない。

第2は、上位5段と最下段とでは、計算方法が異なることである。上位5段と同じ方法によれば、最下段の計は0となる。また、最下段の方法をとれば、第2—5段では、公定料金にそれぞれ $\frac{1}{2}$ ペニヒ程度を加え、最上段は、公定料金にこれ以上の額を加え、これらに追加利用回数を掛けて、計をだすべきであろう。

払い、そして、〔利用回数との〕精確な比例性にもとづいて、なお支払わ
べき料金の2倍が、課税の方途で課されるか、ないしは、むしろ個別経済
によって引き受けられたとさえしよう。この場合でもなお、この個別経済
は、公定料金体系のもとで取得しえたであろう付加価値にくらべて、全く
は些細でない付加価値を入手するであろう。その個別経済が、偶然にも、
〔利用回数との〕厳格な比例性にもとづいて、かれらに当然帰せられるよ
りも、ヨリ小さな租税割合を引き受け、その代りに、上述の〔別の〕個別
経済に、ある程度その租税が部分的に課せられる場合を考えよう。この場
合には、明らかにこれら個別経済の利得は、さらにはるかに大きなものと
なるであろう。だがこれは、なぜこれら〔別の個別〕経済が、ともかくも
取得しうるはずの利益を見合わすべきかの、充分なる根拠とは決してなら
ないであろう。

S. 133 これに反して、——鉄道交通、郵便や電信、等々にあつては、たいてい
そうであるが——「単位費用」が完全に取るに足りないほどのものではない、
と仮定しよう。この場合には、経済的には公定料金の引きさげが、そ
の事業の完全は無償な利用にまで、進行してはならないことは明らかであ
る。

——上に使用した数値例に準拠すべく、——その都度の利用の単位費用が2ペ
ニヒに等しいとしよう。すると、いうまでもなく、さまざまな個別経済の側で
の、事業の完全は無償での使用にあたっては、公定料金2ペニヒのもとでえられ
る効用をこえて、なお600万× $\frac{1}{2}$ ペニヒ=3万マルクといった追加利得をも取得
するであろう。しかし、これは、明らかに12万マルクの追加費用額に直面しよ
う。しかもこれは、租税の方途で分配せざるをえないので、最終的には9万マル
クの相対的総損失が生ずることになるであろう。

この場合、最高可能な効用取得は、むしろ公定料金がちょうど単位費用
と同じになったときに、達成される。あるいは、もっと一般的に述べよう。

—単位費用は、実に必ずしも容易には算定されず、また、必ずしもコンスタントでもない。むしろ変化さえするものであり、それも利用頻度の上昇にともなう、低減するのが通常である。それゆえに——公定料金の引き上げは、その引き上げとともに利用頻度の増大が、最後に固定された価格のもとで、それ自体で考えて、増大によって惹きおこされた事業の追加費用を、ちょうどカバーする——それ以上でも、それ以下でもない——所〔限界費用＝公定料金〕まで、進行さるべきことになるであろう。

このルールを数式によって表現することは非常に容易である。単位費用がコンスタントで、利用行為毎に k かかるとする。すると適正な公定料金 p は、単純に

$$p = k$$

によってあたえられる。

それとは別の〔単位費用が変化する〕ケースでは、事業の年々の総費用（一般費用と単位費用との合計）は、年利用頻度 x のある関数として把握され、したがって $f(x)$ によって表される。この関数は経験によってあたえられたものと仮定されうるのである。利用頻度のわずかな増大である dx は、総費用の対応するある増大 $df(x) = f'(x)dx$ を呼びおこすことになる。そしてこの費用増大分は、利用頻度上昇でもたらされた収入増大分で、ちょうどカバーされるにちがいない。したがって、次式をうる。 $f'(x)dx = p dx$ あるいは

$$f'(x) = p \text{ [すなわち、限界費用＝価格]。} \dots\dots\dots [1]$$

S. 134

しかし他方、——他のすべての条件にして等しいと仮定すれば——利用頻度はその都度の公定料金額に依存している。ただし、同様に経験によってあたえられたものとして前提されざるをえない（ないしは、むしろ試行錯誤的に算定される）ような仕方では、依存しているのである。 $\phi(\)$ が対応する関数式を表すならば、したがって、次式をうる。

$$x = \phi(p) \dots\dots\dots [2]$$

〔1〕、〔2〕の方程式から x が消去され、その結果えられる方程式を解くことによって、 p の値は決定される。

幾何学的には、もちろん、〔最適価格〕 p の値は、それらの形状が上の両方程式

によって表される、二つの曲線の交点によって求められる。

ここで、租税によつて充足すべき赤字が、ヨリ大きなものとなるか、あるいはヨリ小さなものとなるかは、この関連では全くどうでもよいことである。すなわち、ここでは、公定料金引きさげの経済的正当化については決定しないのである。公定料金引きさげにもとづく欠損の減少、ないしは収入の増大というものさえ、いうまでもなく、それが利用頻度のかなり著るしい増加を証拠立てるのであろう限り、喜ばしいことであり、かつ、ここでは、これがつねに主眼なのである。しかし、同時にこの状態は、つねに一層進行してゆく公定料金の引きさげに、契機をあたえるであろう。なぜならば、カバーすべき赤字は、〔経済的に〕合理的な仕方では、つねに一般費用の全額を含まねばならない。しかも、事業の理論的に最も利益のある利用は、この要請の充足以前には出現しないからである。

費用をこえた収入の余剰というものは、なおさら許容されえないであろう。たとえば、プロイセン国鉄の大規模な純益といった、かかる収入余剰の存在は、ともかくも当該事業の管理の有能性、並びにその国の工業的・商業的生活の繁栄への、輝かしい証言とはなるかも知れない。しかし同時に、純益の存在は、国民経済的に、また各個別経済にとって、この公共活動の最も有利な利用度に、未だはるかにおよばないことへの標識というものである。プロイセン国鉄での旅客輸送と貨物輸送とは、料率の合目的的引きさげのもとで、おそらくは数倍、しかしいづれにしても、著るしいほどに、増大するであろう。ただ、純益のロスないしは成立した赤字が、適切な方法で租税によって補償される限りでは、すべての人はこれによって利益をえ、誰もが損をするにはおよばないのである。

S. 135 公企業というものの経済的に最も有益な経営様式は、つねに語のある意味での赤字というものを生ぜしめるにちがいない。だが、たとえそうであるとしても、

赤字というものを示す、いずれの公企業も〔経済的に〕有益なものである、とは決して結論されてはならないのだ。このことは、とくに強調されるにはおよばないであろう。かかる公企業が、そもそも、費用に対応した効用をあたえることができないこと、それゆえ、中止した方がよいであろうということは、もちろん、ありうる。逆に、おこりうべき公定料金の引きあげによって、完全なる費用充当の、ないしは余剰さえ取得する可能性が、むしろ企業というものの健全性のため、一つの確実な基準ともなりうる。しかしながら、合理的にはかかる可能性は、決して要請さるべきものではないであろう。しかもともかく、この可能性はそれ自体、全く存在するにはおよばないのだ。

もう一度上の数値例を利用しよう。その利用頻度が、必要とされる高さにつねに若干およばないがために、10ペニヒの公定料金では（また、おそらくはもっと高い料金でも同じように）完全な費用充当を全くなしえないことが、ありうるであろう。もしこれが事実であるならば、この公定料金（ないしはより高い料金）のもとで、事業が真に経済的事業というものであることは、全く確かではありえない。効用が10万マルクの費用支出に、そもそも対応しないこともありうるのだ。これに反し、（その他の数値関係を正しいと前提して）人が充分なる料金引き下げというものをおこなったり、ないしは、完全な無償利用に歩を進めるや否や、事業の経済性の点では、なんらの疑いも存しえないのである。この場合には、いわば必然的に、直接に見てとれるように、達成された総効用が、上述の費用支出を、多少とも凌駕するにちがいないであろう。実際には、いかなる単一の公定料金であっても、この費用はカバーしえないであろうが。

総括しよう。公企業というものがすでに存在し、したがって設備費用のおこりうべき損失というものが、ともかくも、克服されざるをえなくなる限りのケースを考える。すると、その費用の経済的に最も有益な（理論的）充当様式は、つねに次のようになるであろう。すなわち、公定料金＝単位費用、ないしは限界的に付加された利用行為の追加費用——そして、租税による一般費用の充当である。後者が経済的には、おこなわれなるときには、したがって、その租税の考えられるいかなる分配様式のもとでも、それが相対的満場一致で受け容れられないときには、はじめてその事業自体は非経済的と判断される。そのときには、完全に取りやめることが最善となる。これによって生じうべき貨幣の喪失、ないしはそのための利子は、均等（ないしは比例）犠牲の原則によって、分配されてよいで

あろう。

ここでえられた結果は、原理的には非常に明瞭であるように私には思われる。——原理的というの、この方式の直接的適用を妨害するかも知れない、さまざまな実際の障害を、もちろん、つねに勘定に入れておかねばならないからである¹⁾。——それゆえ、私見によれば、関連文献でこの点S. 136 が、いかにわずかしか、ないしは殆ど全く考察されていないのは、おどろきといわざるをえない²⁾。

これについての考察の欠如の積明根拠は、おこりうべき租税充足が、従来つねに無差別に、予め確定されている課税の諸原則にしたがって、おこなわれるものと見なされていた、という事情にある。アードルフ・ワグナーは単刀直入に次のように主張する。「(ザックスの『一般享受財』としての)純国家経費の原則による管理は、一般的には、住民全体にくらべての、この施設の利用者たちを利するための、正しからざる讓歩というものであろう。この場合には、この全住民は全費用を、一般的租税で充足しなければならぬ、ことになるであろう³⁾」。

ザックス自身は、これに属する諸ケースにおいて、この原則を、ただ次の場合においてのみ(ただし、この場合には無条件的に)、適用しようとしているにすぎない。すなわち、「共同経済的諸施設の一般的利用というのが、既存の租税負担における、対応して表現される個人の経済状態(『給

1) かかる障害としては、たとえば次のものがあろう。すなわち、もし問題となっている、国内交通路といった国家事業が、しばしば外国人によっても利用される場合に、外国人には、この費用充当のために、課税しえないであろう、といった障害である。ここでは、おそらく特定料率ないしは費用補償に関する国際的取り決めで、これは是正されるであろう。

2) 私の知る唯一の例外は、前掲、マーシャル『経済学原理』1890年、第5編、第8章、第8節 Alfred Marshall, 1842-1924, Principles of Economics, London, 1890, Book 5, Chap. 8, §. 8. である。

3) 『財政学』第3版、第1部、第268節、656[-657] ページ[ただし、傍点はワグナーの付したものにはしたがわず、ヴィクセルのものにしたがった]。

付能力)に比例してなされている、と確認されうる」¹⁾ 場合がこれである。

他面、上に展開したように、手数料ないし公定料金は、利用毎の単位費用ないしは追加費用以下には、一般的には引き上げらるべきではないがゆえに、これはむちゃであろう。次のようにいうとき、ここではワグナーは、若干不正確ではあるが、ヨリ正しく意見を述べているのである(前掲書、657ページ)。「たとえばどほどなものであっても、手数料というものによって、利用は真の欲求に制限され、総じてヨリ経済的におこなわれるのである」。しかし、ワグナーもまた、これを——すなわち、非経済的な利用といったものの回避を——手数料の唯一必須なる任務とは、決して見なしてはいないのである。

〔ザックスとワグナーの〕両者いずれもが、この租税が、「一般的租税」、したがって、各人の一般的「経済状態」に比例して賦課されうるものとは異なることについて、かって思いを致さなかったように思われる。しかし、課税の経済状態への比例性については、絶対的にはなんらの必然性も存しないのだ。すでに確認された、ないしは(その公定料金引き上げ後に)期待される、利用頻度〔の上昇〕に応じて、国民階級ないし職業階級の側で分配される、ある特定の租税が、かかる目的のためにその都度つくられうるのを、阻害するものはなにか? その公的事業から相対的に大きな利益をうる地域の住民が、また、残りの国民よりもヨリ高い比率で納税させられるのを、阻害するものはなにか? 障害はなにもないのだ²⁾。——ただ、

1) シェーンベルク編『経済学全書』第2版、第1巻、1885年、533〔-534〕ページ。しかし、第3版では、この箇所はなくなっている。

2) 実に多くの場合に、実際にはそのように進行するので、これを問題にすることは、よけいなことのようにさえ思われる。たとえば、(たいていの国々と同じように)スウェーデンでは、いまでは国道の維持補修のためには、その費用(ないし給付)は、まず、その地域住民の間で、資産ないし所得の額に応じて分配される。しかし同時に、(その他では同じ資産状態のもとで)農業に利用する土地の所有者、その他の土地の所有者、最後に土地非所有者の三段階の等級づけで協力させられる形で。これに加えて、国家の側での一定の分担金がある。

少数者の拒否権の形で、特定階級のありうべき詐欺的損害、ないしは正当なるべき利益の無視にたいする、十分に確実な保証というものが存在する限りにおいてのことではある。

しかし、通常の前算法におけるように、かかる保証というものが、そもそも存在しない場合を考えよう。ヨリ精細に吟味すると、この場合には逆に、すべての人の、よく理解された利益のために講ぜられた措置をも、諸政党の相互不信がしばしば阻害するようになる。そして、手数料原則は、唯一の応急措置として、住民の経済的繁栄とあまり結びつかないような程度で、保持されるようになるであろう。——

私には、実際それが最高の経済的利益をもつものと思われるがゆえに、私はこのテーマを詳述した。とくに労働者国民階級の、国家のさまざまな福祉施設への、一層強力な参加ということ、およびとくに交通手段の利用頻度の上昇というものは、私見によれば、いろいろな視点から、特に重要な文化的課題というものであろう。次のことは、もう一度強調されてよいであろう。——そしてここに、あらためて使用効用〔使用価値〕の変異性についてと、主観価値についての、近代の見解の重要性が示されている。——すなわち、かなり貧困な階級の側での、これらの公共財への一見かなり低い価値評価は、この階級にとっては、その財のかなり低い客観的効用、ないしは客観的効用が欠けてさえていること、を決して証明するものではない。むしろ単純に、かれらの貨幣への、仕方なしのかなり高い価値づけと関連しているのである。それゆえ、提案された諸措置の客観的・「国民経済的」効用取得は、疑いもなく、すでに試みた貨幣で表現されたその評価よりも、はるかに大きいものであろう。

S. 138

かかる〔国民経済的〕利益は、場合によっては、他の階級の犠牲でもって、どこまで実現さるべきであろうか。これは、それ自体一つの問題であり、しかも周知のように、きわめて困難な問題というものである。しかし、この利益が、他者のいかなる犠牲もなしに取得されうる所では、これ

を招来すべき、まことにあらゆる手段を試みなくてはならないのである。その交通行為が、それ自体総体に費用を生ぜしめる以上に多く、そのための代価が請求されるがゆえに、送付されぬ手紙、電報、鉄道貨物、中止される旅行。これらは実際、合理的な仕方では解決されうるし、また解決されねばならない、未解決の国民経済的問題というものを形成している。もし私が誤っているのでなければ、課税の満場一致と自由意思性の原則の内に、この問題をも、その解決に向って、さらに一步を進めるべき一手段が存するであろう。

Ⅵ. 諸帰結の一層の展開。租税もしくは公債による欲求充足

上にたびたび言及したように、公債利子の支払いは、これにたいし、少数者の拒否権ないしは解約告知権があたえられうるような、公共経費には属してはいない。これは、すでに引き受けられた国家（ないしは、その他の自治体）の義務の必然的帰結として、生ずるものだからである。

私見によれば、——総体の本質の同一性のために、総体が将来これから免れえないような——義務を、ときとして引き受けることが、まさに必要なケースがある。ここでは少数者が拒否権や解約告知権をもつという原則の保持は、一層不可欠となるであろう。換言すれば、このケースは、現に提案された経費というものが、公債発行によって充足さるべきか、ないしは諸租税によって充足さるべきかの問題が、決定されざるをえないケースである。

借入れが、つまり経済結合体の外部から、したがって、国債の場合には外国から資金調達されるとしよう。ここでは、おそらくは、同じように容易に、ないしは、もっと容易に現世代が担いえたであろうし、また担うべきでもあった負担を、その国の将来世代に課すことになる、という通俗的見解は、明らかに完全に正当である。これに反し、借入れのための貨幣が自国内で調達される場合には、いうまでもなく（しばしば強調したように）、容易に納得のゆくり理由から、この非難は正当ではないであろう。しかし、この場合には、それだけ一層、内国債の発行が将来無産階級にヨリ不利な国民所得の分配へと、赴かしめる危険がある。

両者のケースとも、租税協賛団体の内で、そもそも代表されていないか、あるいは事実上非常に不満足な程度にしか、代表されていない、その利害が問題となる。この利益の詐欺による損害、にたいする唯一可能な保証としての、すべての当事者の完全なる一致の要請は、それゆえ、ここでは徹頭徹尾正当なもののように思われる。しかもおそらくは、少数者の拒

否権を、ふだんはいかかわしい変革だと思っている人々の、賛成さえも見いだすようになるであろう。

公債、とくに内国債の国民経済的作用については、ワグナーは、以前の諸著作でも、彼の『財政学』第3版でも、非常に明瞭かつ説得的な仕方¹⁾で論述している。それゆえ、私見によれば、彼のこれについての論述には、付加すべきものは非常にわずかしかないのである。彼の論述が、すでに若干古くさくなつた国民経済の見方に支えられている、ただその限りにおいてのみ、おそらくこれは、修正というものを要しよう。だが、この修正は、彼の研究の最終成果を無力なものにするよりは、むしろ強化されたものとするであろう。

ワグナーの推論の核心は、次のように総括されうるのであろう。すなわち、内国債というものは、それが既存の過剰資本と云つたものから取りさらねない限り、必然的にその国の産業に使用されている、「流動」資本の一部を吸引するであろう。そしてその国は、近い将来、資本の不足状態となるであろう、と。資本家たちは、これによって喪失した資本部分から、単に通常の利子だけでなく、むしろふつう、もっと多くのものを受け取るようになる。それゆえ、資本家たちは、いまや「新資本の形成のために、消費の自己制限への、一層大きな節約への、特別な動機」をなにももたなくなる。で、それだけ一層資本欠乏になるであろう、と。もちろん、それとは逆に、その貨幣ないしは貨幣の一部を租税の方途で、かれらから取りさつた場合には、節約が促進されることになるであろう²⁾。

しかし、国民資本の減少は、——少なくとも起債中のときを無視すれば——必然的に賃金の引き下げをとまなうであろう。したがってこの経過は、他のすべての条件にして等しければ、しかもとくに、公債が本来の意

1) 『財政学』第1部、第3版、144-167ページ。

2) 前掲書、163-164ページを参照。私はここで見られたワグナーの二者択一的立証〔の記述形式〕を、敢えて一つにまとめ〔て示し〕た。

味での生産的諸目的のために、おこされたのではない場合には、疑いもなく、労働者階級の状態の悪化というものを、招来せざるをえないであろう。

見てとれるように、この推論は、旧い賃金基金説に、少なくとも非常に類似している基本見解というものに、もとづいている。ブレンターノ Lujó Brentano, 1844-1931 は、この理論に関して型どおりの異議を、ワグナーにたいして述べたのであるが、彼の攻撃に、ワグナーはとりわけ、次のように答えている。すなわち、ワグナーの見解によれば、「賃金変動の決定根拠の問題は」、確かに「賃金基金説だけで説明されるのではない。また、ヘルマン Friedrich B. W. v. Hermann, 1795-1868 に由来する、いわゆる賃金の、需要への、つまり消費者の支払いへの、依存という、ドイツ理論で説明されるでもない。むしろ、この両理論の、まさにありうべき統合、しかも」ワグナーの見解によれば、「必然的な統合といったものによってのみ、説明されるのである」¹⁾、と。

かかる「統合」は、いかにしてなされるのであろうか。とにかくこれは、私には明らかではない。私見によれば、むしろいま述べたヘルマンの理論は、単に概念の取りちがえにもとづいたものとして、説明されざるをえない。「需要、つまり消費者の支払いは」、それが労働への需要、つまり、労働への支払いに移行するときのみ、すなわち、消費者たちの貨幣が資本に変えられるときのみ、賃金引きあげというものに、契機をあたえうるであろう。これはしかし、必然的に消費者たちの消費の、かなり長い、ないしは短い延期を必要とするであろう。

すべての理論的要請に対応するために、いかに賃金基金説を完全化し、かつ改善するか、ということ。これについては、第1論考で詳細に論じておいた²⁾。もしそこで展開された、ベーム-バベルクに由来する労働賃金の理論〔新賃金基金説〕を基礎とするならば、ワグナーの主張は、その

S. 141

1) 『財政学』第1部、第3版、164ページ。

2) 「第1論考」の原文25ページ以下を参照。

すべての本質的な点において、なお保持できるであろう。産業資本の減少というものは、他の事情にして等しければ、たとえそれに比例的なほどではないにせよ、平均的労働賃金の引き上げというものを、疑いもなく招来するであろう。

しかし、充分明晰には殆ど強調されえないほどの、一つの〔重要な〕事情が、なおこれに付け加わる。すなわち、単に賃金所得の引き上げというものだけではなく、もちろん、同じく利率および資本利潤の引き上げというものも、資本供給の減少のために生ぜざるをえないのである。資本が非常にゆたかに存在するであろう極端な場合には、この利率の上昇は、資本家たちをして、かれらが被った資本喪失にたいして、完全に埋め合わせさせることができるであろう。しかも、資本喪失が租税の方途で、したがって、国家のなんらかの償還義務を伴わずに成立した場合でさえ、そうであろう。しかし、その貨幣を単なる借入れの方法で国家に自由に使わせる場合には、資本家たちは——ないしは流動資本資産の所有者たち、といった方がヨリよい——いまや二重の利益をうる。すなわち、かれらは「犠牲にされた」資本部分からも、並びに残された資本部分からも、通常取得しうる以上に高い利潤率というものを、うるからである。

資本家たちが納税者として、将来その公債利子の調達に協力せざるをえないことは、真実である。しかしこの不利益は、必ずしも取得した利益と釣り合うほどであるにはおよばない。国家の起債が、たとえば戦争遂行のためといった、ごくふつうの見解での純不生産的目的のためになされた場合でさえも、それは資本家たちに純利得というものを残しうるのである。他方、このときには、おのずから明らかなように、無所有の階級の負担は、それだけ一層重苦しい状態たらざるをえない。

かかる流儀で、公共の難局というものが、一定の社会階級によって、他の階級を犠牲にしての、物的利益のぶんどりとなりうることは、明らかに今日の法状態の、重大な異常性というものを形成している。そしてこれは、

同時に、全くは看過しえない危険というもの——おそらくは、近代的経済関係に特有な、ただ一つの「戦争の危険」——を形成しているのである。

S. 142 今日国家経済生活における、このような痛い所を決然とあばき、また、次のように、その治療への一つの方途を示したことは、ワグナーの偉大なる功績である。すなわち彼は、この場合経費充當を、少なくとも部分的には、租税によってなすこと、さらに、このために必要な（伸縮的所得税、特殊戦時諸税、等々の）租税諸機構の予めの創設の必要性を、はっきりと強調したのである。周知のように、近時イギリスでは、ますますこの道に足をふみ入れるようになった。そしてこれは、イギリス帝国の有産階級の平和を愛する心のためには、少なからざる貢献をなしうるものであろう。

他方において、臨時経費の場合には、たとえ租税の方途でなされるにしても、入用充足はしばしば、ただ流動資本の一部の吸収によってのみ、なされるのだ。もし人が、たいいていの場合に圧倒的に有産階級が背負うであろうような充足様式に、無造作に賛成すべく、かれらに要請するとしよう。私見によれば、この場合には、かれらにたいして、不当に大きな要請をなすことになるのである。

これに加え、さらに、公債による充足は、純国民経済的に考えると、確かに多くの場合、経済的にヨリ正しい充足でさえある。なぜならば、（ワグナーの引用しているラフィットの言葉によれば）、公債は「資本をそれが存在している所から取る。しかし租税は、資本の存在していない所から資本を取る」^{訳註}がゆえに。しかも公債は、とくに外国資本の参加を、はるかに容易にするのである。

訳注 これはフランスの大銀行家であったラフィット Jaques Lafitte が、1830年11月22日のフランス下院での演説で述べた句といわれている。ラウの『財政学原理』1832年および1837年、第474節に引用されて以来、非常に有名となった句である（Karl Heinrich Rau, 1792-1870, Grundsätze der Finanzwissenschaft, 2 Abtheilungen, Heidelberg 1832 und 1837, 2. Abtheilung, §. 474, S. 304.）。

まさにここでこそ、すべての面に向かって公正が遂行されなければならない。租税によるか、あるいは公債によるか、という充足様式の選択、並びに、租税充当では支出自体のために、起債充当では将来の公債の分割償還のために、必要となる諸租税の分配。しかしこの公正は、私見によれば、議会の相対的満場一致のもとでのみ決定されてよいケースよりも、決してヨリよい方途、ないしは、そもそも別の方途というものでは、おこなわれえないのである。そして、相対的満場一致が達成されない場合には、その経費自体が取りやめとされるのである。

その経費が「必然的なもの」として、「社会の生存条件」として、等々と考えられるがゆえに、その取りやめが不可能な場合があるでしょう。——さてこの場合には、この経費は本来、ここに述べられた経費カテゴリーに属するものではない。むしろ、すでに述べたように、その充当様式のためには、憲法自体の内に、特別の規定が予め含まれておるべき、経費カテゴリーに属しているのである。(特殊戦時諸税の創設についての、上に述べたワグナーの提案を参照)。しかし人は、権力を保持している多数派というものが、大きな利害関心をもっているものを、無造作に政治的・社会的必然と同一視しないよう、用心すべきである。その他の人々といえども、だが、結局は人間であり、社会の構成員である。そして、かれらの利益は、少なくとも公益の一部を形成しているのである。愛国心を自分の利益のためのみ要請すること。これについては、もちろん、個々のいかなる国民階級にもその権利はないのだ。祖国の不運を、ときとして利益ある資本投下へと利用する嫌疑を、全くは免れない階級には、最もその権利がないのである。

付記

本邦訳は、平成5年度成城大学特別研究助成による共同研究「近代西欧における文化・思想・社会・経済の発展の比較的研究」および「社会および経営システムの諸要素に関する数理的・計量的研究」における、訳者らの分担分の研究成果の一部を公表したものである。